## 人事行政の運営等の状況について

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況 (平成27年3月31日現在)

(単位:人)

区分	H26
職員数	65
条例定数	72

- (注1) 職員数に特別職、臨時職員などは含みません。
- (注2) 構成市町からの派遣職員7人を除いています。

## (2) 採用及び退職の状況 (平成26年度)

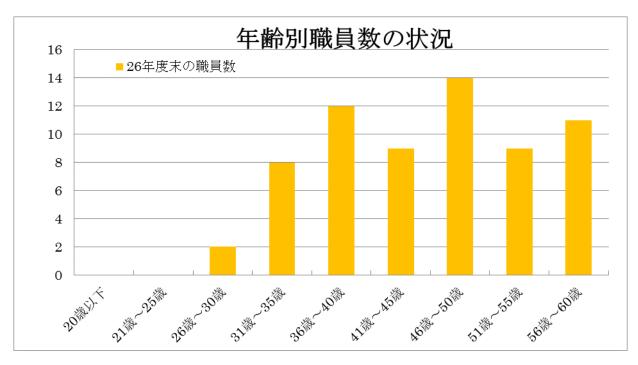
(単位:人)

採用者数			退職者数		
新規採用 中途採用 合計			自己都合等退職	定年退職	合計
65	0	65	0	2	2

### (3) 年齢別職員構成(平成27年3月31日現在)

(単位:人)

区分	20 歳 以下	21 歳~ 25 歳	26 歳~ 30 歳	31 歳~ 35 歳	36 歳~ 40 歳	41 歳~ 45 歳	46 歳~ 50 歳	51 歳~ 55 歳	56 歳~ 60 歳	計
職員数	0	0	2	8	12	9	14	9	11	65



### (4) 級別職員数の状況 (平成27年3月31日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	局長	1	1.6
6級	課長、主幹	6	9. 2
5級	課長補佐	8	12. 3
4級	係長、上席主任	21	32. 3
3級	主任	24	36. 9
2級	主査	5	7. 7
1級	主事	0	0.0
	計	65	100

- (注1) 岩手中部水道企業団職員の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。
- (注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## 2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

平成 26 年度決算

(単位:千円)

総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める職
A	実質収支	В	員給与費比率(%)
			B/A
6, 076, 450	$\triangle 251,939$	388, 955	6. 4

- (注1)職員給与費は、一般職の基本給、手当(ただし児童手当を除く)、法定福利費 (共済組合負担金等)を含めた額です。
- (注2) 収益的支出に計上されている職員 51 人及び構成市町からの派遣職員 7 人の給与により算出しています。

### (2) 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況(平成27年3月31日現在)

平均年齢	平均給料月額(円)	備考
45. 5	327, 408	職員数 65 人

## (3) 職員の手当の状況

### ア期末・勤勉手当

1人当たり平均	」支給年額	1 400
(千円)	)	1, 408
支給割合		期末手当 2.60月分
人和司石 		勤勉手当 1.35月分
加算措置の状況	職制上の段	:階、職務の級等による
加昇有巨沙水化	加算措置	有り

## イ 退職手当(平成27年3月31日現在)

区 分	自己都合 (月分)	早期・定年(月分)
勤続 20 年	21. 62	27. 025
勤続 25 年	30. 82	36. 57
勤続 35 年	43. 70	52. 44
最高限度額	52. 44	52. 44
定年前早期退職 者特例加算額	_	2~45%加算
退職時特別昇給	_	_
1人当たり平均 支給額	支給実績なし	24, 207 千円

<sup>(</sup>注) 一人当たり平均支給額は、平成26年度末に退職した職員への支給額です。

## ウ 地域手当

支給実績はありませんでした。

## 工 特殊勤務手当 (平成27年3月31日現在)

	区 分	金額など			
支給実績(平成2	支給実績(平成 26 年度決算:千円)				
支給職員1人当7	たり平均支給年額(平成 26 年度決算:円)	37, 986			
職員全体に占める	職員全体に占める手当支給職員の割合(平成 26 年度決算)				
手当の種類(手	1種類				
エルの夕む	手当の名称 支給対象職員				
手当の名称	る支給単価				
浄水場勤務手当	浄水場に勤務する職員で、電気計装、機械器具の運転 操作及び水質検査、薬品の取扱いに従事する職員	月額 3, 500 円			

## 才 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	30,861 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	475 千円

<sup>(</sup>注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

# カ その他の手当(平成27年3月31日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (26 年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (平成26年度決算)
halo arrespolition of the	管理又は監督の地位にある職員	千円	円
管理職手当 	29, 100 円~62, 800 円の範囲で支給	3, 599	514, 000
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 1人につき 6,500円 ③16~22歳の子 5,000円加算	10, 695	227, 543
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基 礎に物価等を考慮して3%~18%の範 囲内で支給	0	0
住居手当	・貸家・貸間 月額 12,000 円を超える家賃を支払っ ている職員に、負担している家賃の額に 応じ、最高 27,000 円まで支給	3, 994	307, 231
通勤手当	①交通機関(電車・バスなど)利用者実費支給限度額50,000円 ②交通用具(自動車・オートバイなど) 利用者距離に応じ2,300円~25,000円	8, 244	128, 809
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署 の移転に伴い、単身赴任することとなっ た職員に支給	0	0
寒冷地手当	世帯主 1万200円 (扶養親族のある職員は1万7,800円)、その他の職員で7,360円を超えない範囲内で支給	4, 985	76, 683
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時〜午前 5 時までの間に勤務した場合支給 時間単価の 2.5 割増×時間数	0	0
管理職員特別 勤務手当	管理職手当を支給する職員で、4時間以 上勤務した場合に役職区分に応じ支給	0	0

## キ 特別職の報酬の状況

	区	分		幸	艮 酉	Ж
企業長				年額	53,000	円
副企業長				年額	44,000	円
	議長	年額	37,000	円		
議会議員			副議長	年額	34,000	円
			議員	年額	32,000	円
監査委員				日額	7,000	円

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間 (平成27年3月31日現在)

1週間の		勤務時間の	の 割 振 り
勤務時間	始 業	終業	休憩時間
38 時間 45 分	午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間

## (2)休暇·休業制度

## ア 有給休暇

休暇の種類	制度の概要	日数等	
年次休暇	1年につき最高20日付与される休暇(20日を限度として翌年に繰り越すことが可能)	1 暦年につき 20 日	
病気休暇	職員が任命権者(企業長)の承認を得て負傷又は 疾病のため療養する場合に、医師等の証明に基づ き、必要最小限の期間について付与される休暇	3月または6月 (結核性疾患の場合は1年)	
特別休暇	職員が任命権者(企業長)の承認を得て選挙権の 行使、結婚、交通機関の事故その他の特別な事由 により付与される休暇	必要と認める期間	

## イ 無給休暇・休業

種類	制度の概要	日数等
	職員が任命権者(企業長)の承認を得て負傷、疾病又	1年度につき6月
介護休暇	は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、	(1時間当たり給与額
	父母、子等の介護をするために付与される休暇	の減額)
本旧仕类	職員が任命権者(企業長)の承認を得て子の養育のた	子が満3歳になる日の
育児休業	めに付与される休暇	前日(期間中無給)
部分休業	職員が任命権者(企業長)の承認を得て子の養育のた	子が小学校に就学する
		日の前日(1日2時間
	めに時間単位で付与される休暇	以内、時間分減額)

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(平成 26 年度)

分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、 職員の意に反して行われる処分で、公務能率の維持を目的として行われます。

処分には、降任、免職、休職の3種類があります。

岩手中部水道企業団では、平成26年度の処分はありませんでした。

## (2) 懲戒処分(平成 26 年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分であり、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われます。

処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

岩手中部水道企業団では、平成26年度の処分はありませんでした。

### 5 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(平成26年度)

一人当たり平均取得日数	
11.4 日	

#### (2) 病気休暇及び介護休暇の状況

区分		規程	のべ人数	
بلر	公務上または通勤による負傷若しくは疾病		第 28 条第 1 号	0
病 気 休	病 気 結核性疾患		第28条第2号	0
休暇	上記以外の負傷若しくは疾病	3月以内	第 28 条第 4 号	5
		6月以内	第28条第3号	1
介護休暇		第 30 条	0	

- (注1) 規程:岩手中部水道企業団職員就業規程
- (注2) 当該年度において同一のものが複数回にわたって病気休暇を取得した場合は、 その数を重複して計上しています。
- (3) 育児休業・部分休業の取得状況(平成 26 年度) 育児休業・部分休業の取得者はありませんでした。
- (4) 職務専念義務免除の状況(平成 26 年度) 職務専念義務免除の申請者はありませんでした。

#### (5) 営利企業等の従事許可の状況(平成26年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可	12	12

### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

岩手中部水道企業団では、日本水道協会の研修事業に参加するほか、岩手県市町村職員研 修協議会や岩手県市町村会が実施する研修に参加しました。

また、岩手中部水道企業団職員の給与に関する規程に基づき、職員の勤務状況等をもとに昇給、昇任を行いました。

### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 福利厚生制度

岩手県市町村職員共済組合及び岩手県市町村職員健康福利機構に加入し、職員の短期給付(医療関係等)、長期給付(年金関係)、保健(検診関係)事業等の福利厚生事業の実施を行っています。

## [厚生制度の状況]

内 容	対象者 (人)	受診者(人)	受診率 (%)
生活習慣病予防健診	63	63	100%

(注)地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況です。

### (2) 公務災害補償制度

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害による負傷、疾病等に対し、地方 公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

岩手中部水道企業団では、平成26年度の公務災害補償はありませんでした。

#### (3) 労働安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、産業医、衛生管理者、安全管理者及び安全衛生推進者を選任し、職場における安全と健康の確保に努めています。